

京都市告示第 317 号

京都市観光駐車場条例第 2 条ただし書の規定に基づき、京都市嵐山観光駐車場の有料供用時間を次のとおり変更します。

平成 17 年 9 月 9 日

京都市長 梶本 頼兼

駐車場名	期 間	変 更 有 料 供 用 時 間	現 行 有 料 供 用 時 間
京都市嵐山 観光駐車場	平成 17 年 9 月 10 日から 平成 17 年 11 月 30 日まで	午前 8 時から 午後 6 時まで	午前 8 時から 午後 5 時まで

(建設局管理部建設総務課)